

## 公害対策基本法下の公害行政

### 1. 公害対策基本法の誕生

公害問題は、今日の都市問題を語るさいに必ずといっていいほど問題にされるテーマの一つとして定着したようである。これは何もわが国だけの特殊事情ではなく、アメリカにおいても、ソビエトにおいても事情は似ているようである。新聞<sup>1)</sup>の伝えるところによれば、アメリカでも公害に対する関心が一段と強まり、本年1月に開会したばかりの米議会では早くも本会議で公害問題が論議され、ニクソン大統領の一般教書でも公害対策を重点施策として取り上げているという。また在日ソビエト大使館発行の「今日のソ連邦」<sup>2)</sup>は国営工場の廃水によるバイカル湖の汚濁問題を取り上げ、国内での論争を紹介し、「バイカル湖岸での経済活動の発展がその流域のすばらしい自然の均衡を破壊しないよう厳格な措置をとることが緊急である」と論じている。公害が、人間活動と自然環境とのアンバランスから生ずる以上、資本主義とか社会主義とかいった「体制」や、先進国とか後進国とを問わず<sup>3)</sup>生ずるのはきわめて明瞭である。国連が総会において「人類の環境に一つの危機がきつつある」という認識のもとに「人間環境に関する諸問題」を取り上げ<sup>4)</sup>、1972年にそれを討議する国連会議を開催する<sup>5)</sup>ゆえんもそこにある。

ところでわが国の公害は、経済の発展とともに確かに深刻かつ大規模なものに“成長”してきたが、政府も地方自治体も手をこまねいてこれを見てきたわけではなく、世論の強い支持、あるいは叱正のもとに公害行政を鍛えてきた。従来、どちらかといえば応急的、ユルフンの、個別的、タテワリ的な対策に根本的な反省を加え、公害対策に有機的な関連を保たせつつ、これを総合的、計画的に推進する体制を整備することの必要性が広く認識され、これを法的にサポートするための基本法の制定が各界から要求された。かくして、昭和42年8月、現在のあらゆる公害対策の基礎となっている公害対策基本法（以下基本法という）が制定されたのである。

これにより、われわれは、現代の巨大な怪物とも称すべき公害に立ち向う足場をえたといえる。事実、この基本法制定後、なかならず最近の一年間にいろいろな対策

が目まぐるしいほどに講ぜられたので、以下に主なるものを紹介し、その後残された課題について検討してみたい。

### 2. 基本法成立後の主な動き

#### (1) 大気汚染対策の強化

##### a) 環境基準の設定

基本法のなかで最も重要な柱の一つは環境基準の設定である。この環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境上の条件（9条）」であって、行政官にとっては公害防止行政の目標となり、市民にとっては環境汚染のレベルを判断する尺度となるものである。厚生省は、数ある大気汚染物質のうち、人体影響という点で早くから問題にされ、観測や研究データのそろっている硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)をまっ先に取り上げ、その環境基準を如何にすべきかについて専門家や審議会に伺い、検討を重ね、43年11月に厚生省の案を発表した。この数値が厳しい故をもって産業経済界等から反対がなされたが、科学的なデータと強い世論の支持を背景に、44年2月12日に政府は、SO<sub>x</sub>濃度の年平均値を0.05ppm以下とすべしというのを骨子とする厚生省案を閣議決定した。かくして、硫黄酸化物に関する環境基準は、かなりの曲折を経験したとはいえ、わが国最初の環境基準としての地位を獲得したばかりでなく、その他の汚染質に対する突破口を開くことになった。すなわち厚生省は、SO<sub>x</sub>に引続いて自動車排出ガスを主たる発生源とする一酸化炭素(CO)の環境基準設定にのりだし、すでに専門家や審議会の議を終え、その結果もすべて公開し、政府部内の最後のツメをしている段階であり、本稿が活字になる頃には正式に決定しているはずである。さらに、SO<sub>x</sub>、COにならんで人体影響が心配される浮遊ふんじんについても、すでに専門委員会は発足し、45年中の決定を目指している。

これらの環境基準が真に市民のために作用するのは、環境において汚染質をキャッチするモニタリングステーションが整備されており、そこで得られたデータが正

表一 SOx 自動測定記録計の整備 (全国)

年	月	箇	所
昭和 41 年	4 月	80	
昭和 42 年	12 月	118	
昭和 43 年	12 月	198	

注：厚生省公害部調べ。

確に市民に伝えられるようになってはじめて可能であるが、まずデータについては、国や自治体の議会、パンフレット、マスコミ等を通じて発表されており、また測定点も年々拡充されている(表一)。

b) 大気汚染防止法の制定と排出規制の強化

環境基準を確保するための最終的な対策は排出源に対する規制である。政府は、基本法の成立により、ばい煙規制法(昭和 37 年成立)を全面的に改正することにし、その名も大気汚染防止法として国会に提出した。同法は 43 年 5 月に国会を通過し、6 月に公布され、同年 12 月 1 日から施行された。

強化改正された主な点は、① 従来の排出規制が個々の煙源における濃度規制であったために多数の煙源からの集積作用に対して効果がなかったのを改め、硫酸酸化物については量規制にふみきったこと(ただし、ふんじんについては前のまま残された。後述)、② 環境基準をこえるような著しい大気の汚染が生じている地域に新たに立地する工場・事業場 に対しては特別に厳しい基準(特別排出基準)が課せられるようになったこと、③ 都市における主要な汚染源である自動車排出ガスの許容限度を定め、知事に対し、その汚染状況を測定する義務を課したこと、④ 工場基地の建設が計画されている地域に対し、予防の見地から法の対象地域として指定することができるようになったことなどである。これらの規定に基づき、政府が具体的に講じた対策を詳しく説明するには紙面が足りないので表形式にまとめるにとどめるが(表二)、昨年もおしつまった暮れの 12 月 25 日に公布された一般排出基準の強化についてのみ簡単にふれて

表二 大気汚染規制強化の動き

年月日	事項	備考
42. 8. 3	公害対策基本法制定	
43. 6.10	大気汚染防止法制定	
43.12. 1	大気汚染防止法施行	ばい煙規制法廃止
44. 2.12	硫酸酸化物環境基準の閣議決定	
44. 3.20	指定地域の拡大	和歌山、京都、富山、延岡、呉、新居浜
44. 7.29	特別排出基準の設定	東京、神奈川、四日市、大阪、尼崎
44. 9. 1	自動車排出ガス規制強化	CO 3.0%→2.5%
44.12.22	CO の環境基準答申(生活環境審議会)	24 時間平均 10 ppm、等
44.12.25	地域指定の拡大一般排出基準の強化公布	札幌、八戸、仙台、鹿島、荒尾、大分
45. 1.20	浮遊ふんじん検討委員会発足	環境基準設定へ着手
45. 2. 1	一般排出基準施行	

おきたい。これは、指定地域ごとの環境汚染の現況、昨年 8 月以降のばい煙発生施設の総点検によるデータおよび今後の燃原料使用量の推計を基礎とし、5 年後の汚染改善目標を設定し、46 年中にさらに基準を強化することを前提として、本年の 2 月から適用する排出基準を定めたものであり、現行の基準を大幅に厳しくしたものである。ちなみに、現在の主要発生源の改訂基準に対する不適合状況は、東京では 25% 程度、川崎・横浜では 32% 程度、四日市 19% 程度、大阪 34% 程度と推定されており、相当な努力が要求されているのである。したがって、たとえば宇井 純氏が、朝日新聞紙上(44 年 11 月 19 日)のスウェーデンのフレイシユス水・大気汚染調査研究所長との対談で「日本での法律規制の一例をあげると、33 年のばい煙規制法では、重油を普通にたいたときの亜硫酸ガス濃度がそのまま基準というような決め方だ。これでは技術的な対策はなにもしなくてもいいことになる」といっておられるのは、現在の法規制は、大分事情が違うことを強調しておきたい。

c) 低硫黄化への努力

硫酸酸化物の環境基準を確保し、前述の厳しい基準を維持するための手段としては、低硫黄原油の輸入、重油脱硫、原油生だき、排煙脱硫、低硫黄重油の輸入、液化天然ガス(LNG)の導入、都市ガスによる地域冷暖房が考えられるが、これらのすべてについて着実な歩みがすでに開始された。たとえば、出光興産による世界にさがけた重油の直接脱硫や他社の間接脱硫の実施、三菱重工、日立、神奈川県工業試験所等の排煙脱硫技術の開発と実用化への努力、東京ガスと東京電力のアラスカからの LNG 輸入の開始等々確かに大きな動きが始まったといえる。

通商産業省の総合エネルギー調査会は、環境基準設定直後の 44 年 5 月に低硫黄化対策部会を設置し、環境基準を維持するのに必要なエネルギー政策の探求、すなわち燃料需要や低硫黄化手段などについて、現状の把握と将来の展望をうるための作業を開始し、12 月 17 日に「低硫黄化対策部会・報告書」を発表した。これは、いわば保健行政とエネルギー政策とがわが国で初めてガッチリとリンクした画期的なできごとであり——もっとも、それはとりもなおさず公害問題がわが国でそれほど深刻であることを物語っているのではあるが——その意味でこの報告書の意義を私は高く評価するので、大気汚染問題に関心を寄せられる方の一読をおすすめる。

ところでその報告書の内容は多岐にわたっており、ここでその内容を詳しく紹介することは不可能であるので、エネルギー供給についての総括表のみ表三として引用しておくにとどめる。

d) SOx レベルの変化

表一3 環境基準を達成するための低硫黄燃料必要量

地域区分	42 年 度			48 年 度			53 年 度		
	数量 (万kl)	平均 硫黄 含有率 (%)	汚染度 (ppm)	数量 (万kl)	平均 硫黄 含有率 (%)	汚染度 (ppm)	数量 (万kl)	平均 硫黄 含有率 (%)	汚染度 (ppm)
過密地域	2297	2.41	0.38	3920	1.00	0.27	5500	0.58	0.20
既汚染地	1307	2.51	0.24	2880	1.30	0.20	4600	0.80	0.20
事前予防地	—	—	—	2560	1.55	0.20	5400	1.00	0.20
要対策地	3604	2.45	—	9360	1.25	—	15500	0.80	—

- 注：① 汚染度については、1時間の99%値を用いた。「環境基準」において1時間値の99%値は0.2ppmとされている。  
 ② 過密地域については、10年以内に環境基準を達成することとされているので、48年度の汚染度は中間的な値とした。  
 ③ 燃料には重油のほか、生だし原油、LNGを含み、その数量は重油換算で示す。  
 ④ 燃料の平均硫黄含有率は、重油脱硫等による燃料の硫黄含有率引下げと実質的に同等とみなされる排煙脱硫の効果を含んだ数値である。

いままでいろいろな対策を申し述べてきたが、環境におけるSOxのレベルはどう変化してきたであろうか。対策の良否はこの数値により最終的に評価されるものであるが、大気汚染防止法の成立、環境基準の設定以降の強化策が講じられた比較的最近の測定成績が全国的な規模では収集・分析されていないので、残念ながら今の段階で報告することができない。もししばらく時間が経てば、これらの対策の効果について正確な評価を下すことができよう。ただ、42年から43年にかけての全国118測定点におけるSOxの年平均濃度の比較統計があるので、とりあえずそれを参考までに示すと、減少したものが57、増加したものが42、変化しなかったものが19となっている。

(2) 公害防止計画の策定

基本法のいま一つの重要な柱は公害防止計画の策定である。この重要な計画を生み出したものは、「環境基準の維持は、発生源についての排出基準の規制を強化するだけでは困難であって、公害の発生が著しい地域においては発生源の立地を規制するなど土地利用面からの対策が必要である。このような対策は、当該地域の地理的、気象的条件、既存の市街地の位置等に即して具体的にきめ細くたてられる必要があるとともにその実施については都市計画その他各領域にわたる施策を公害防止の見地から連けい統合する必要がある。また工場の集中する地域等は各種の公害が複合的に多発するから、個別の公害についてのみでなく、公害全般の防止についての総合的な対策が必要である」という厚生省の公害審議会の見解(41年10月)や「既存地域における公害対策としては、まず第一に、すでに大量に存在する既存の発生源に対する排出規制の強化を図り、なし得る限り現状を改善するという対策が必要である。第二には、発生源(特に大量発生源)の新規の増加を立地面から規制する対策が

必要であり、第三には、この地域でとくに不足している社会資本の充実補完に努め、なしうる限り都市の再開発を図る等地域全体の環境改善に意を用いることが、あわせ行なわれなければならない。

これから、都市化、工業化の進むと考えられる地域においては、いわゆる前車の轍を踏まないよう公害の発生を未然に防止するため、事前に計画性のある都市づくり、工業地帯づくりを強力に推進する施策が何よりも重要である」とする通商産業省の産業構造審議会・産業公害部会の答申(41年11月)である。これらの意見に盛り込まれた理念をほとんどそのまま引き継ぎ、それにその後の調査研究を通じて鍛えてきた計量化の手法を加えて、昨44年の5月27日に、千葉県千葉・市原地域、三重県四日市地域および岡山県水島地域の3地域について、内閣総理大臣から3県の知事に対して、昭和50年までに大気、水質、騒音等に係る環境基準あるいはそれに代る目標を維持達成するための具体的なプログラムである公害防止計画策定の基本方針を指示した。その後引き続いて、政府は、東京、神奈川および大阪の地域に対しても公害防止計画の基本方針を指示すべく作業を行なっているところである。

(3) 自治体の公害行政の強化

今までに申し述べてきた国の側の公害対策とならんで、あるいはそれ以上に注目されるのは地方公共団体の公害行政の強化である。この強化としては、公害担当課や係の設置、公害担当職員の増員、公害防止条例の制定といったような“物理的・制度的”な拡充(表一4)もさることながら、姿勢の強化、特に中央政府に対するそれが注目される。基本法では、地方公共団体に対し「住民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」と第5条で規定しているが、これ以上に自治体を鼓舞するような規定はない。それにもかかわらず自治体が大いにハッスルして

表一4 自治体の公害対策

年(昭和)	組織(都道府県)		条 例 (都道府県)	防 止 協 定	
	課	係		都道府県	市町村
37年以前	—	—	4	—	4
38年	3	1	0	—	1
39年	2	0	2	—	3
40年	2	2	3	—	6
41年	3	1	4	—	3
42年	6	2	5	—	6
43年	3	3	5	10	18
44年(7月まで)	9	8	9	6	13
計	28	17	32	16	54

注：自治省企画室資料(昭和44年12月)より作成。

いるのはそれなりに理由があるわけで、それを考察し、論ずるだけでゆうに一編の論文となり、またそれだけの価値ある問題である。私の感じをきいてみれば、大学問題に見られるように、既成の体制、権威、方法に対して批判し、挑戦するという一般的な動きのなかであって、特に、① 公害行政がそもそも市民からの苦情処理から始まっており、すぐれて市民行政的性格を有し、現に長い歴史をもっていること（東京都の工場公害防止条例は昭和 24 年に制定）、② 中央政府が立ち遅れ、しかも補助金等でシバリをかけることが少なかったこと、③ それに加えて、自治体の担当者は日々市民から激しく突き上げられ、中央政府の矛盾や弱点がよく見えるようになったこと、④ 研究会等に参加する機会が多く、それだけ勉強が進んでいること、といえよう。いずれにもせよ、旧いかたちの「中央集権」からの離脱、あるいはそれへの挑戦は、公害対策上はもちろんのこと、わが国の民主主義にとってもきわめて意義深い、価値ある動きであると私は考えている。

自治体による公害行政のなかで最近特に目立つものに企業との公害防止協定の締結がある。それは、表-4 に示す通り基本法成立後に急にふえている。自治省の官房企画室による「地方公共団体の公害対策に関する調の概要（44 年 12 月）」のなかで「昭和 43 年 9 月東京都が大井火力発電所の新設をめぐり、東京電力との間にかわした“公害防止に関する覚書”は、これまで若干の地域で散発的に結ばれていた公害防止協定を大きくクローズアップさせるとともに、公害防止協定を公害防止対策の有力な手段として定着させた」と評価し、この「公害防止協定は地方公共団体と企業間の紳士協定であり、法的規制力がないという問題点はあるが、国の施策と排出基準を補完する地方公共団体の知恵として、今後、全国各地で締結されることが予想される。また、企業側も公害防止に対して積極的な姿勢を示さない限り、その立地はより困難となるであろう」と見ているが、筆者もこの意見には全く賛成である。

#### （4） その他の動き

このほかの主な動きとしては、企業の公害問題に対する取組み方の変化、イタイイタイ病、水俣病、四日市ぜんそく等の公害病患者の医療を救済することを目指した「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」の成立（44 年 12 月）、騒音規制法の成立（43 年 6 月）、公害紛争処理法の立法化、水質保全法の改正、騒音や水質の環境基準設定への動き等々があるが、これらについては、別の機会に詳説したい。

### 3. 残された課題

以上いろいろなこと、なかんずく対策の宣伝めいたことを長々と申しあげたが、「その割にはちっとも公害はよくなるまい」とお考えになった読者諸兄は多いことと推察する。エコノミックアニマルと自他ともに認めるわが国の経済の成長や人間活動の激しさに伴う公害の波は、われわれの対策をゆきぶり、あるいは乗り越えるような勢いである。こういって責任を転化するようになってしまふのだが、われわれが行なっている対策が、このように激しいバイタリティを有する日本の公害に対して、今なお十分でないのを私は認める。現に、公害担当は、日々各界から批判や叱正をいただいております、シアラスな問題をかかえているある県の公害課長さんは、「公害を担当してからのというもの、寝ても覚めても公害のことで心が安まる日は一日とでもなく、これではノイローゼになるか、病気になるかもしれない」と述懐しておられたほどだが、筆者は、生来の愚鈍さがこういう時には幸いして病気になることもなく今日まで従事してきた。それはともかく、今日の公害対策に欠けるものは大小種々あるが、特に次の 3 点については早急に対策が講じられるべきであり、筆者自身、公害担当の公務員として、また名誉ある本会の会員として努力したいと考えている。

#### （1） 水質汚濁防止対策

今までの筆者の記述は、ほとんど大気汚染に関するものであり、あたかも公害対策＝大気汚染対策といわんばかりであったかと思う。筆者自身は、水処理や水質汚濁調査を学校で勉強した身であるので、このことを人一倍寂しく感ずる者である。がしかし、筆者は考えるのであるが、水質汚濁対策の部門で最近どのような進歩があったといえるであろうか。水質の環境基準一つとってみても、昭和 26 年 3 月に経済安定本部資源調査会から「水質汚濁防止に関する勧告」が出され、環境基準案となりうるものが提示されているにもかかわらず、はるかに遅れて研究がスタートした SO<sub>x</sub> に先を越されたのは何を意味するのか。測定監視体制は？ 法規制の仕方は？ 下水処理の考え方は？ 研究は？ 学会は？……。

大都会に住む多くの市民は、川や海がもはや憩いの場ではなく、むしろいとうべき対象と化している状態を怒っているのを感じると、より強力でシャンとした水質汚濁対策が一日も早く講じられねばならないと私は考える。

#### （2） 公害対策事業の位置づけ

公害防止計画が前述の基本方針に従って千葉県等の 3

県で策定中であるが、公害防止の公共事業として3県あわせて6年間で総額1400億円ほどになると試算されている。年間の財政規模が3県で2280億円にすぎないところで、この財政負担にどのようにして耐えるか、というのが重要な課題になっている。いうまでもなく、このような財政問題は3県だけの問題でなく、国にとっても、他の自治体にとっても同じ事情にある。

しかし、真の問題は金不足にあるのではなく、公害問題をどう認識するかにかかっていると見えよう。オリンピック、万博なみの資金を今公害対策に投じれば、深刻な問題は相当に軽減されると見込まれているのだ。要は、「1970年代は、どんなことがあっても、アメリカが清浄な空気と河川と生活環境を取り戻すことによって、過去に対する負債を支払う時代にしなければならぬ。文字通り、いま機を逸すれば永久に不可能だ」というような認識<sup>9)</sup>がわが国でも力を得るか否かにかかっている。

### (3) ふんじん対策の強化

焼燃に伴い発生するふんじんは、それ自身の有害性は

もとより、SO<sub>x</sub>等のガス状物質と相乗作用を起こして人体に悪影響を与え、さらに視程を減少させてSmog状態を惹起する汚染質である。このふんじんについては、SO<sub>x</sub>のような規制の強化が現時点ではなされず旧法のままであり、集塵技術の向上等の成果がとりこまれていない。が厚生、通産両省は、ふんじんの排出基準を強化するための作業をすでに開始したので、遠からず強化の具体的な数値が決まるので、それがどこに決まるか注視していただきたい。

### 参考文献

- 1) 朝日新聞(東京):1970年1月20日夕刊
- 2) 駐日ソ連大使館:今日のソ連邦、パイカル特集,1969年10月15日号
- 3) 加藤三郎:韓国公害見聞録,公害と対策,Vol.6, No.3,1970年(予定)
- 4) ECOSOC:Report of the Secretary-General, PROBLEMS OF THE HUMAN ENVIRONMENT, 26 May 1969
- 5) 加藤三郎:人間環境に関する国連の決議と1972年会議について,公害と対策,Vol.6, No.1, pp.4~5 1970
- 6) ニクソン大統領,ただし,朝日新聞「海外論調」(1970年1月20日)が伝えるところによる。

(筆者・加藤三郎/正会員 厚生省環境衛生局公害部庶務課)

## ●明日を築く知性と技術

# 鹿島出版会

土木・都市・建設経営・施工管理

### ●道路さん

吾端東二郎著(建設省横浜国道工事事務所長)

道路に関するユニークな随筆 B6 ¥ 700

### ●新しいトンネル技術

滝山養編 A5 子 ¥1,400

### ●地下水位低下工法

京大教授・松尾新一郎ほか著 A5 ¥1,800

### ●日本の経済空間

一過疎地帯の経済開発一 東京女子大教授・伊藤善市編 A5 ¥2,300

### ●わかりやすいFORTRAN

海老沢成亨著 A5 ¥2,300

### ●土木一般

●土木年鑑1970……………¥3,500

●現場技術者のための基礎工法 ¥3,200

●薬液注入工法—指針と解説— ¥1,400

●地盤注入……………¥2,600

●土工工事のり面保護工……………¥1,500

●鉄筋コンクリートの耐久性……………¥ 430

●基礎反力の解法……………¥ 800

●高速道路計画論……………¥2,400

●土木・建築の防錆防食……………¥1,200

●現場技術者のための土質工学……………¥2,500

●土地造成……………¥1,000

●トンネル施工の問題点と対策……………¥1,300

●軟弱粘土の圧密……………¥ 800

●軟弱地盤における建築の地下掘削工法……………¥ 590

●井筒基礎……………¥ 450

●簡易索道の計画と設計……………¥ 980

●荷役・運搬の計画と設計……………¥1,200

●アースドリル基礎工法……………¥ 600

●道路土工の調査から設計施工まで……………¥1,300

●シールド工法……………¥1,600

●水底トンネル……………¥ 840

●爆破一付ANFO爆薬……………¥ 900

●インターチェンジの計画と設計……………¥4,500

●土木新技術選書〈全5巻〉……………¥1,000~1,400

### ●都市工学

●増補 都市問題事典……………¥3,500

●都市問題概説……………¥ 950

●都市開発講座〈全3巻〉……………各 ¥ 980

●駐車場の計画と設計……………¥2,500

●新都市の計画……………¥2,500

●都市の自動車交通……………¥5,300

●新しい都市の未来像……………¥ 920

●フランスの都市計画……………¥ 900

●都市の新しい運輸計画……………¥ 750

●オランダの総合開発計画……………¥2,000

●東京2,000万都市の改造計画……………¥1,500

●都市の土地利用計画……………¥3,200

●国土と都市の造形……………¥5,600

●高蔵寺ニュータウン計画……………¥2,700

●ランドスケープアーキテクチャ……………¥5,300

●敷地計画の技法……………¥1,600

●高速道路計画論……………¥2,400

●都市のデザイン……………¥6,300

●新しい都市理論……………¥1,200

●前産業型都市……………¥1,200

●地域再開発……………¥1,200

●変動する大都市……………¥1,000

●英国の都市計画法……………¥1,200

●近畿圏—その人文・社会科学的研究—……………¥5,700

●アメリカ大都市の死と生……………¥1,300

●都市経済学序説……………¥1,700

●都市と空間……………¥1,300

●民間ディベロッパー……………¥1,100

### ●建設経営・施工管理

●工事管理……………¥ 800

●工事原価管理……………¥ 650

●わかりやすいPERT・CPM……………¥1,600

●新しい工程管理……………¥1,300

●建設業成功の秘訣……………¥ 680

●新版ジョイント・ヴェンチュア……………¥ 480

●国際ジョイント・ヴェンチュア……………¥1,500

●工事入手から未収金回収まで……………¥ 480

●建設経営入門……………¥ 750

●道路経済学……………¥1,400

●建設業経営選書〈全13巻〉……………¥700~1,500

鹿島研究所出版会

■東京都港区赤坂6丁目5-13 電話(582)2251 振替東京180883